

議案第82号

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約
の変更について

令和5年12月18日に議決を得た佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約の一部を次のとおり変更することについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月5日提出

佐野市長 金子 裕

変更内容

事項名	変更前	変更後
契約金額	5,615,830,000 円 (内、工事請負 5,051,200,000 円)	6,057,571,155 円 (内、工事請負 5,492,941,155 円)

理 由

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約書に基づき物価変動に係る措置を講ずるため、契約金額を変更したいので提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（省略）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

設計施工一括契約書抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、業務期間内でこの契約書締結の日（議会の議決により本契約となった日をいう。以下本条において同じ。）から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2-8 …省 略…

議案第 8 2 号参考資料

議案第 1 1 9 号

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約について

次のとおり設計施工一括契約をすることについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

佐野市長 金子 裕

設計施工一括契約の概要

契約の名称	契約金額	契約方法	仮契約日	契約の相手方
佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約	5,615,830,000 円 (内、工事請負 5,051,200,000 円)	随意契約 (公募型プロポーザル方式)	令和 5 年 10 月 26 日	鴻池・安井・都市環境特定建設工事共同企業体 代表構成員 東京都中央区日本橋本町 1-9-1 株式会社鴻池組 東京本店 取締役常務執行役員本店長 鎌田 克明 構成員 1 東京都千代田区平河町 1-3-14 株式会社安井建築設計事務所東京事務所 取締役専務執行役員東京事務所

				長 井 上 孝 成 構成員 2 栃木県宇都宮市 一条 1-2-16 株式会社都市環 境建築設計所 代表取締役 神 谷 太 郎
--	--	--	--	--

理 由

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約を執行するため提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
 条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（省略）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。